

財団法人日本食生活協会役員退職手当規程

(総則)

第1条 財団法人日本食生活協会(以下「協会」という)の常勤役員の退職手当の支給に関する事項は、協会職員退職手当支給規程を準用するほか、この規定の定めるところによる。

(本俸月額)

第2条 役員の本俸月額の算出方法は、現に受けている年俸の12分の1に相当する額とし、100円未満の端数が生じたときは切り上げるものとする。

(支給額)

第3条 常勤役員の退職手当支給額は、協会職員退職手当支給規程に準じ理事長が定める。

(附則)

この規定は、平成16年7月1日から施行する。

< 参考 >

財団法人日本食生活協会役員報酬規程第 2 条に関する内規(案)

財団法人日本食生活協会役員報酬規程第 2 条に規程する役員の報酬の額は、
年俸 8,000,000 円から、12,000,000 円の範囲とし、理事長が定める。

附則

この内規は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

第 5 号議案 提案事由

厚生労働省からの「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成 14 年 3 月 29 日)による公益法人への指導に関連して、役員の報酬・退職金に関する規程を設けるものである。

指導の要点

各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定めるよう指導する。

具体的な支給水準が明らかになるように規程する。

インターネットで公開すること。